

里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年1月12日（木）午後2時04分から午後3時10分
2. 開催場所 里庄町役場 庁舎 2階 第2会議室
3. 出席委員 11人

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	出	委員	8	原田 敬造	出
〃	2	高田 卓司	〃	〃	9	平野 耕平	〃
〃	3	高田 光國	〃	会長職務代理者	10	吉田 龍平	〃
会長	5	田邊 忠宏	〃	推進委員	1	小野 敏輝	〃
委員	6	辻田 檻市	欠	〃	2	佐藤 新介	〃
〃	7	仁科 義弘	出	〃	3	徳永 一憲	〃

4. 欠席委員 1人

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第22号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）
- 第4 議案第23号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について
- 第5 議案第24号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について

6. 会議の概要

議長 ただ今から令和5年第1回総会を開会いたします。

本日の出席委員は農業委員8名、推進委員3名の計11名であり、総会開催の定足数に達しております、総会は成立しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、7番仁科義弘委員、8番原田敬造委員にお願いいたします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

今回上程されています議案第22号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第22号についてご説明いたします。

整理番号は38でございます。

里庄町長より令和5年1月12日付けで農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認を求められています。

1筆、地目は田で、面積は626m²です。

設定を受ける者は●●●●さん、設定を行う者は●●●●さんです。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

①農用地利用集積計画の内容が農業経営基盤強化促進法の規定に基づき町が定める基本構想に適合すること。

②利用権の設定を受けた者は、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

③耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たされていると考えますので、特に支障はないと思われます。

議長 ただ今の事務局説明について、質問、意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、議案第22号、整理番号38について、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第22号、整理番号38は承認と決定します。

続きまして、議案第23号農地法第3条の規定による許可申請に対する

- 許可の承認について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案第23号についてご説明いたします。
- 整理番号は、33でございます。
- 本件は農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。
- 譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。
- 申請地は1筆、地目は畠、面積は194m²です。
- 今回、譲受人が増反を目的に所有権を取得するため申請が行われました。小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、5アールの下限面積、当該農地を継続的に利用することが出来るかどうかなど、許可要件は満たしていると思われます。
- 議長 事務局からの説明が終わりました。
- 番 次に、補足説明について●番●●●●委員よりご報告します。
- 番 譲受人が以前からこの農地を管理しており、実態に合わせて贈与することで、お互いの間で話がまとまつたもので、特に問題ないと思います。
- 議長 ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。
- 番 譲受人と譲渡人の関係は。
- 事務局 親族です。
- 議長 ほかに質問、意見等はございませんか。
- (質問、意見なし)
- 許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。
- (全員挙手)
- 全員賛成でございますので、整理番号33は許可と決定します。
- 続きまして、整理番号34について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 整理番号は34でございます。
- 本件は農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。
- 譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。
- 申請地は5筆、地目は畠が5筆、面積は計1195m²です。
- 今回、譲受人が増反を目的に所有権を取得するため申請が行われました。小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、5アールの下限面積、当該農地を継続的に利用することが出来るかどうかなど、許可要件は満たしていると思われます。
- 議長 事務局からの説明が終わりました。
- 次に、補足説明について●番●●●●委員よりご報告します。

● 番 謙渡人が今後維持管理していくのが難しいということで、譲受人との間で話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

議長 ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号34は許可と決定します。

続きまして、整理番号37について事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号は、37でございます。

本件は農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は1筆、地目は田、面積は582m²です。

今回、譲受人が増反を目的に所有権を取得するため申請が行われました。

3条の許可要件は満たしていると思われます。

議長 事務局からの説明が終わりました。

次に、補足説明について●番●●●●委員よりご報告します。

● 番 謙渡人が今後維持管理していくのが難しいということで、譲受人との間で話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

議長 ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号37は許可と決定します。

続きまして、今回上程されています議案第24号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第24号整理番号35及び関連ですので36号についてご説明いたします。

整理番号35、本件は農地造成に係る農地法第4条第1項に基づく農地造成に係る一時転用の許可申請でございます。

申請人は●●●●さんです。

申請地は3筆、地目は畠、面積は計1, 322m²です。

土砂の搬入を伴う「一定規模以上の農地改良」を行う場合は、一時的に農地として使用できなくなるため、「一時転用許可」の対象となります。

今回、申請人である●●さんが今の畠を切り下げる利用しやすくするための農地造成を行うことを目的に、工事期間中における一時転用の申請が行われました。

続きまして、整理番号36、本件は農地の使用目的の変更に係る農地法第4条に基づく申請でございます。

申請地は農業振興地域内の白地区域にあり、1筆、地目は畠、面積は18m²です。

今回、●●さんが社の移設を目的に申請が行われました。

議長 事務局からの説明が終わりました。

現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

● 番 申請地は●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、北側はコンクリート擁壁をし、東側は緩やかな勾配とし、南側西側については切り下げて隣接地よりも低くなるため、土砂が流出しないようになっています。

雨水については、水路を設け既存水路へ接続します。

生活排水については、農地造成及び社の移設のためありません。

近隣農地への日照及び通風の影響については、影響はないと判断します。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明して下さい。

農地の区分は、第2種農地と判断しております。

転用目的は、農地造成及び社の移設であり、適当であると考えます。

資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、また、必要な資金額についても適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、存在しないと判断します。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、申請者から聴取した結果、許可後速やかに施工したいとのことであり、問題ないと考えております。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかつた時又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、これらの案件は該当

しないと考えております。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は申請書等の内容を確認したところ適正であると考えております。

転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっていますが、本件は特に支障がないと判断します。

今回の転用は集団農地の分断には当たらないと判断します。

また、一時転用の場合は、農地法第4条第6項第5号により、一時的な利用に供するため農地を農地以外のものに使用する場合において、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないときは、許可することができないとされています。

●●さんに確認したところ、造成完了後は、令和5年5月から果樹を作付する具体的な計画を立てており、工事完了後速やかに農地として利用されることが確実と認められます。

議長 ただ今の整理番号35及び36の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、ご質問、ご意見等ござりますか。

●番 事務局 社の移転の場合、他の機関への申請・手続きがあるのか。

議長 この申請だけです。親族で建てた社のため、神社庁へはありません。

●番 事務局 その他ございませんか。

切り下げる理由は果樹を作付するということだが、果樹のために土を切り取る必要があるのか。あれだけの土を持ち出すのは大丈夫なのか。

事務局 社や畠に行くのに、高い所を登って行くようになるので、社の移設に合わせて切り下げをしようとの申請です。道についても今回拡幅予定です。高齢というのもあります。

議長 その他ございませんか。

●番 事務局 その理由は不自然だと思う。昔から高齢の人たちが守ってきたのでは。果樹にとっては傾斜があった方が良いはず。他の理由があるのでは。

議長 将来的なことはわかりません。

●番 事務局 その他ございませんか。

一時転用ということだが、形状変更ではないのか。

一時転用か形状変更かの境ですが、農地改良面積が1,000m²を超える場合、工事期間が3か月を超える場合、盛り土や切り下げが1mを超える場合は、形状変更ではなく一時転用申請を出してもらうようにしています。

議長 その他ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

整理番号35及び36について、許可することに賛成の農業委員の方は

挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、整理番号35及び36は許可と決定します。

以上をもちまして、令和5年第1回総会を閉会いたします。